

平成28年度東部地区環境教育研究協議会実施報告

- 1 期 日 平成28年7月28日（木）
- 2 会 場 春日部地方庁舎（大会議室・南会議室）
- 3 目 的

平成24年10月1日に完全施行された「環境教育等促進法」では、学校教育における環境教育の充実として、①教育活動における環境配慮の努力義務、②学校教育における環境教育の一層の推進が求められている。

このことを踏まえ、持続可能な社会を構築するため、各校の取組の内容とその成果及び課題を発表し、共有するとともに、環境教育を充実させる取組について研究協議を行い、各校、各市町における環境教育の改善及び充実を図る。

4 内 容

(1) 全体会Ⅰ

- ①情報提供（埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課）
- ②実践発表（杉戸町立杉戸第三小学校）
- ③指導講評及び情報提供
（埼玉県立総合教育センター江南支所）



杉戸町立杉戸第三小学校の実践発表



総合教育センター江南支所の情報提供



分科会の様子

(2) 分科会

- ◆第1分科会：小・中学校部会
- ◆第2分科会：小・中学校部会
- ◆第3分科会：指導主事部会
- ①レポートをもとに各校の実践発表
- ②研究協議

【研究協議題】

「環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、持続可能な社会を構築しようとする児童生徒の育成を目指した、本校の環境教育の取組の現状と課題について」

(3) 全体会Ⅱ

- ①分科会別研究協議内容発表
- ②指導講評（埼玉県立総合教育センター江南支所）

6 指導者から

- ・環境教育とは、地球規模で変動する環境の危機や、身近な環境が抱える問題点を解決できる力や判断基準となる価値観を育成することである。
そのような力を育むためには、E S Dの視点をとおした指導を重ね、豊かな感性をとぎすまし、多様な体験を積みふるさとを愛する気持ちを育てることが重要である。
- ・E S Dが大切にしている「学びの方法」を取り入れる。
 - ・参加体験型の手法を生かす
 - ・現実的課題に実践的に取り組んでいる
 - ・継続的な学びのプロセスがある
 - ・学習者の主体を尊重する
 - ・人や地域の可能性を最大限に生かしている
 - ・関わる人が互いに学び合える
 - ・ただ一つの正解をあらかじめ用意しない
- ・「持続可能な社会づくりを意識した視点」でこれまでの取組を見つめ直すことが、E S Dの実践につながる。

7 参会者の感想から

- ・子供たちの環境に対する関心を高めるために、各教科間での連携、また全教育活動でE S D教育に取り組んでいくことが大切だと改めて感じた。
- ・実践的、体験的活動を充実させるために、指導事例や資料を参考に地域と協力して進めていきたい。

8 研修会の成果

- ・環境教育とは、身近な環境が抱える問題点を教えこむことではなく、子供たちが問題に直面するときに、解決できる力や判断基準となる価値観を育てることであることが確認できた。
- ・何か新しい試みをするというより、現在取り組んでいる教育活動をE S Dの視点から見つめ直し、継続、充実させていくことが大切であることを理解できた。

